



2026年6月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

2026年5月13日 東

上場会社名 株式会社旅工房 上場取引所
 コード番号 6548 URL <https://www.tabikobo.com/>
 代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 小林 祐樹
 問合せ先責任者 (役職名) 執行役員 (氏名) 田村 健二 (TEL) 03(5956)3044
 経理財務本部本部長

配当支払開始予定日

—

決算補足説明資料作成の有無 : 有

決算説明会開催の有無 : 無 (—)

(百万円未満切捨て)

1. 2026年6月期第3四半期の連結業績(2025年7月1日~2026年3月31日)

(1) 連結経営成績(累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2026年6月期第3四半期	4,044	33.4	△41	—	△40	—	286	—
2025年6月期第3四半期	3,032	—	△21	—	△20	—	△27	—

(注) 包括利益 2026年6月期第3四半期 216百万円(—%) 2025年6月期第3四半期 △22百万円(—%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
2026年6月期第3四半期	14.51	14.49
2025年6月期第3四半期	△1.40	—

(注) 2025年6月期第3四半期の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、潜在株式が存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2026年6月期第3四半期	2,354	917	36.3
2025年6月期	3,720	619	15.8

(参考) 自己資本 2026年6月期第3四半期 855百万円 2025年6月期 588百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2025年6月期	—	0.00	—	0.00	0.00
2026年6月期	—	0.00	—	—	—
2026年6月期(予想)	—	—	—	0.00	0.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 2026年6月期の連結業績予想(2025年7月1日~2026年6月30日)

(%表示は、対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	4,741	27.3	△171	—	△169	—	—	—	—

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 有

当社は、金融庁から開示規制違反に係る課徴金の納付命令を受ける可能性があります。現時点において、その発生時期および金額の合理的な見積もりが困難であるため、親会社株主に帰属する当期純利益及び1株当たり当期純利益の業績予想は未定としております。

※ 注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における連結範囲の重要な変更 : 無
新規 一社(社名) 一、除外 一社(社名) 一

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無

② ①以外の会計方針の変更 : 無

③ 会計上の見積りの変更 : 無

④ 修正再表示 : 無

(4) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)

2026年6月期3Q	19,806,800株	2025年6月期	19,799,800株
2026年6月期3Q	38,304株	2025年6月期	38,304株
2026年6月期3Q	19,762,896株	2025年6月期3Q	19,761,336株

② 期末自己株式数

③ 期中平均株式数(四半期累計)

※ 添付される四半期連結財務諸表に対する公認会計士又は監査法人によるレビュー : 有(義務)

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

(将来に関する記述等についてのご注意)

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

○添付資料の目次

1. 経営成績等の概況	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	2
(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明	3
(4) 継続企業の前提に関する重要事象等	3
(5) 特別注意銘柄の指定	3
2. 四半期連結財務諸表及び主な注記	5
(1) 四半期連結貸借対照表	5
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	7
四半期連結損益計算書	7
第3四半期連結累計期間	7
四半期連結包括利益計算書	8
第3四半期連結累計期間	8
(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項	9
(継続企業の前提に関する注記)	9
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	9
(四半期連結貸借対照表関係)	9
(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)	9
(セグメント情報等の注記)	10
(重要な後発事象)	10
独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書	11

1. 経営成績等の概況

(1) 経営成績に関する説明

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費に持ち直しの動きによるサービス消費の回復やインバウンド需要の拡大もみられるなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、物価上昇の継続による消費者マインドへの影響や、為替相場の変動、資源価格の高止まり等もあり、先行きについては引き続き不透明な状況が継続しております。

旅行業界におきましては、訪日外国人旅行（インバウンド）需要が引き続き堅調に推移しています。一方で日本人による海外旅行（アウトバウンド）については回復の動きがみられるものの、円安基調の継続や航空運賃・現地物価の上昇に加え、中東情勢の緊迫化に伴う航空路線への影響や燃油価格の変動等もあり、回復ペースは緩やかなものにとどまりました。

このような情勢のもと、当社グループでは、個人旅行事業におきまして、需要動向を踏まえた商品ラインナップの拡充と販売強化に取り組み、ヨーロッパ、北米、アジア方面を中心に需要の取り込みを推進いたしました。あわせて、商品造成プロセスの効率化や仕入条件の見直しを継続的に進め、採算性の向上に努めてまいりました。

また、法人旅行事業におきましては、業務出張や団体案件の需要が底堅く推移する中、受注・手配体制の強化に継続的に取り組んだ結果、国内・海外ともに取扱高は堅調に推移いたしました。

なお、過年度に受給した雇用調整助成金等の返還納付額と前連結会計年度末において預り金等で計上していた返還予定額との差額について、特別利益として、債務取崩益を計上しております。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間における連結業績は、売上高は4,044,242千円と前年同期と比べ1,011,750千円の増収、営業損失は41,569千円と前年同期と比べ19,883千円の減益、経常損失は40,041千円と前年同期と比べ19,783千円の減益、親会社株主に帰属する四半期純利益は286,711千円と前年同期と比べ314,453千円の増益となりました。

なお、当社グループは旅行業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 財政状態に関する説明

(流動資産)

当第3四半期連結会計期間末における流動資産は1,978,807千円と、前連結会計年度末比1,465,368千円減少しました。これは主に、現金及び預金が前連結会計年度末比1,403,994千円、旅行前払金が前連結会計年度末比171,409千円減少した一方で売掛金が前連結会計年度末比14,258千円、未収入金が前連結会計年度末比38,697千円、その他(流動資産)が前連結会計年度末比57,086千円増加したことによるものです。

(固定資産)

当第3四半期連結会計期間末における固定資産は375,249千円と、前連結会計年度末比98,494千円増加しました。これは主に、供託金が前連結会計年度末比71,000千円、差入保証金が前連結会計年度末比23,439千円増加、その他(投資その他の資産)が前連結会計年度末比1,601千円減少したことによるものです。

(流動負債)

当第3四半期連結会計期間末における流動負債は900,704千円と、前連結会計年度末比1,665,171千円減少しました。これは主に、預り金が前連結会計年度末比675,286千円、旅行前受金が前連結会計年度末比360,467千円、特別調査費用等引当金が前連結会計年度末比343,509千円、未払金が前連結会計年度末比160,451千円、買掛金が前連結会計年度末比28,855千円減少した一方で、未払法人税等が前連結会計年度末比8,548千円増加したことによるものです。

(固定負債)

当第3四半期連結会計期間末における固定負債は535,439千円と、前連結会計年度末比61千円増加しました。これは主に、資産除去債務が前連結会計年度末比56千円増加したことによるものです。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産は917,912千円と、前連結会計年度末比298,235千円増加しました。これは主に、利益剰余金が前連結会計年度末比286,711千円増加したことによるものです。

(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

上記に記載の最近の業績動向を踏まえ、2026年2月13日に公表いたしました通期の連結業績予想は修正しております。詳細につきましては、本日(2026年5月13日)公表いたしました「通期業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。なお、業績予想は、当社が現在入手している情報および合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績は今後の様々な要因により予想数値と異なる可能性があります。

(4) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当第3四半期連結累計期間においては、41,569千円の営業損失、40,041千円の経常損失、286,711千円の親会社株主に帰属する四半期純利益を計上しています。

また、通期業績予想においては、171百万円の営業損失、169百万円の経常損失を見込んでおります。

さらに新型コロナウイルス感染症の影響を受けた旅行需要の大幅な減退により、2021年3月期より5期連続で営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、現時点においても継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するものと認識しております。

当社グループでは、当該状況の解消に向け、販売費及び一般管理費の見直しによるコストの最適化を進めるとともに、主たる収益源である海外旅行商品の販売に経営資源を集中してまいりました。その結果、赤字幅は縮小傾向にありましたが、中東地域における情勢不安の長期化や一部地域における渡航制限の影響により、海外旅行需要は想定を下回る状況が継続しており、収益力の回復には引き続き一定の不確実性が存在しております。

一方、資金面においては、当第3四半期連結会計期間末において現金及び預金を1,199,540千円保有しており、当面の運転資金を賄うために必要な資金水準を確保しております。さらに、金融機関とのコミットメントライン契約の締結等機動的な資金調達手段を確保できる体制の整備を進めております。

これらの対応策の実施状況及び資金繰りの状況等を総合的に勘案した結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は存在しているものの、重要な不確実性は認められないものと判断しております。

(5) 特別注意銘柄の指定

当社は、2025年11月21日付「東京証券取引所による特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ」のとおり、2025年11月21日に、株式会社東京証券取引所より2025年11月22日から特別注意銘柄に指定されること及び上場契約違約金の徴求を受ける旨の通知を受けております。

① 特別注意銘柄指定の理由

株式会社東京証券取引所から以下の指摘を受けております。

株式会社施工房(以下「同社」という。)は、2025年9月1日に同社における雇用調整助成金(以下「雇調金」という。)および緊急雇用安定助成金の受給に関する特別調査委員会の調査報告書を開示し、同年10月31日に過年度の決算内容の訂正を開示しました。

これらにより、同社では、創業メンバーかつ大株主であって2023年2月に代表取締役社長を辞任した者(以下「創業社長」という。)以下、複数の元取締役の関与・認識の下で、雇調金を不正受給していたことが判明し、また、不正受給した雇調金を営業外収益(助成金収入)として計上するなどの不適切な会計処理が行われていたことが明らかになりました。

その結果、同社は、2019年3月期から2025年6月期第3四半期までの決算短信等において、上場規則に違反して虚偽と認められる開示を行い、それに伴う決算内容の訂正により、2021年3月期の親会社株主に帰属する当期純損失が1,808百万円から2,925百万円に6割以上拡大するとともに、純資産の額についても108百万円の資産超過とされていたものが、1,017百万円の債務超過となることなどが判明しました。

こうした開示が行われた背景として、本件では主に以下の点が認められました。

・ 創業社長は雇調金の申請開始当初から不正受給を認容する姿勢を示し、また、不正受給の可能性を認識した元常勤監査役の2021年6月の指摘後、同年9月時点で不正受給した雇調金の返還は行わない旨を決定するとともに、2022年11月まで不正受給の申請を継続しており、さらに、雇調金の不正受給期間中、管理部門であるコーポレート本部の執行役員であり、創業社長辞任後の2023年2月に後任の代表取締役社長に就任した元社長についても、雇調金の不正受給の可能性を遅くとも2021年4月時点で認識した後、2025年3月に東京労働局からの指摘を受ける

までの間、社長就任後においても実態調査による事実確認の指示やリスク・コンプライアンス委員会や取締役会等への報告・相談等の適切な対応を図らないなど、経営トップが、コンプライアンスやガバナンスを軽視する姿勢を有していたこと

- ・ 元常勤監査役を含む当時の複数の社外役員は雇調金の返還等に関して、執行側へ一定の指摘等をしていたものの、その後のフォローアップが不足しており、雇調金の不正受給問題が放置される事態を阻止することができなかったこと

- ・ 同社のリスク・コンプライアンス委員会では、雇調金の受給開始に際し不正受給等のリスクは検討されることなく、また、コーポレート本部による内部通報の調査過程で不正受給の可能性が把握された際も、不正受給のリスクについて何ら報告や議論がなされないなど、同委員会が機能不全に陥っていたこと

- ・ コーポレート本部は、十分な勤怠管理が出来ていないなど雇調金の不正受給を未然に防止することができず、また、売上を生み出さない部門として軽視される企業風土がある中で、営業部門に休業日の稼働指示禁止の注意喚起は行っていたもののけん制力が不足しており、さらに、不正受給の可能性認識後においても適切な対処ができていなかったこと

以上のとおり、本件は、雇調金の不正受給が長期間にわたって行われた結果、投資者の投資判断に深刻な影響を与える虚偽と認められる開示が行われていたものであり、同社は2025年10月31日付で再発防止策に係る開示を行っているものの、未だ、同社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められることから、同社株式を特別注意銘柄に指定することとします。

また、本件は、創業社長を含む複数の元取締役の関与・認識の下に、雇調金の不正受給が行われたことにより新たに債務超過となる決算期が1期発生し、また、その結果として、同社が2021年3月期から2023年3月期までの間、3期連続して債務超過であったことが明らかになるなど、投資判断情報として重要性の高い決算情報について長期間にわたり誤った情報を公表し続けたものであり、当取引所市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められることから、同社に対して、上場契約違約金の支払いを求めることとします。

② 特別注意銘柄指定日

2025年11月22日

③ 特別注意銘柄指定期間

2025年11月22日から原則1年間とし、1年後に当社から内部管理体制確認書を提出、株式会社東京証券取引所が内部管理体制等の審査を行い、内部管理体制に問題があると認められない場合には指定が解除になります。一方で、内部管理体制に問題があると認められる場合には、原則として上場廃止となります。ただし、指定から1年経過後の審査において、内部管理体制等が適切に整備されていると認められるものの、適切に運用されていると認められない場合（適切に運用される見込みがある場合に限り）には、特別注意銘柄の指定を継続し、当該指定の継続を決定した日の属する事業年度（当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は当該事業年度の翌事業年度）の末日以降の審査までに、内部管理体制等の運用状況の改善を求められ、内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認める場合にはその指定が解除されます。一方で、内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められない場合には上場廃止となります。なお、内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められるものの、経過観察の対象銘柄に該当する場合には、最長3事業年度、指定が継続され、その間同審査が行われます。

2. 四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当第3四半期連結会計期間 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,603,535	1,199,540
売掛金	257,336	271,594
割賦売掛金	55	23
旅行前払金	490,019	318,609
未収入金	8,380	47,078
その他	85,394	142,481
貸倒引当金	△545	△521
流動資産合計	3,444,176	1,978,807
固定資産		
有形固定資産	189	3,681
無形固定資産	0	390
投資その他の資産		
長期貸付金	4,876	4,876
差入保証金	197,412	220,851
供託金	—	71,000
長期未収入金	299,037	300,812
その他	80,927	79,325
貸倒引当金	△305,688	△305,688
投資その他の資産合計	276,564	371,177
固定資産合計	276,754	375,249
資産合計	3,720,931	2,354,056

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当第3四半期連結会計期間 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	139,005	110,150
未払金	228,888	68,437
未払費用	112,035	7,032
未払法人税等	5,840	14,388
旅行前受金	904,566	544,099
預り金	825,660	150,373
賞与引当金	443	826
特別調査費用等引当金	343,509	—
その他	5,925	5,395
流動負債合計	2,565,875	900,704
固定負債		
長期借入金	500,000	500,000
資産除去債務	12,468	12,525
その他	22,909	22,914
固定負債合計	535,378	535,439
負債合計	3,101,254	1,436,144
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,189
資本剰余金	2,011,108	2,011,297
利益剰余金	△1,527,356	△1,240,645
自己株式	△128	△128
株主資本合計	583,623	870,712
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	4,762	△15,710
その他の包括利益累計額合計	4,762	△15,710
非支配株主持分	31,290	62,910
純資産合計	619,677	917,912
負債純資産合計	3,720,931	2,354,056

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第3四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2024年7月1日 至2025年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2025年7月1日 至2026年3月31日)
売上高	3,032,492	4,044,242
売上原価	2,296,846	3,188,199
売上総利益	735,645	856,043
販売費及び一般管理費	757,332	897,613
営業損失(△)	△21,686	△41,569
営業外収益		
受取利息	1,811	4,268
為替差益	1,664	—
受取手数料	4,204	2,880
受取補償金	15	—
その他	98	428
営業外収益合計	7,795	7,576
営業外費用		
支払利息	3,378	3,378
支払保証料	1,085	1,500
為替差損	—	393
その他	1,902	776
営業外費用合計	6,366	6,048
経常損失(△)	△20,258	△40,041
特別利益		
債務取崩益	—	290,418
受取保険金	—	100,000
特別利益合計	—	390,418
特別損失		
固定資産除却損	0	—
助成金返還損	—	6,707
特別調査費用等	—	31,176
上場契約違約金	—	9,600
訴訟関連費用	—	7,633
特別損失合計	0	55,117
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△20,258	295,259
法人税、住民税及び事業税	4,870	6,778
法人税等合計	4,870	6,778
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△25,128	288,481
非支配株主に帰属する四半期純利益	2,614	1,770
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△27,742	286,711

四半期連結包括利益計算書
第3四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2024年7月1日 至 2025年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2025年7月1日 至 2026年3月31日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△25,128	288,481
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	2,568	△72,395
その他の包括利益合計	2,568	△72,395
四半期包括利益	△22,559	216,085
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△25,420	230,963
非支配株主に係る四半期包括利益	2,861	△14,878

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

前第3四半期連結累計期間(自 2024年7月1日 至 2025年3月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

2024年9月25日開催の第30期定時株主総会の決議により、2024年10月31日付で資本金3,258,367千円及び資本準備金1,257,268千円をそれぞれ減少し、その他資本剰余金に振り替えております。また、増加したその他資本剰余金4,515,635千円全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補を行っております。この結果、当第3四半期連結会計期間末において資本金が100,000千円、資本剰余金が2,011,108千円となっております。

当第3四半期連結累計期間(自 2025年7月1日 至 2026年3月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

【偶発債務】

当社は、雇用調整助成金の不適切な受給等が発覚したため、過年度における有価証券報告書等の訂正報告書を2025年10月31日に提出いたしました。

今後、当社は金融庁から開示規制違反に係る課徴金の納付命令を受ける可能性があります。その結果により当社グループの業績に影響を与える可能性があります。現時点ではその影響を合理的に見積ることは困難であり、当社グループの財政状態及び経営成績に与える影響は明らかではありません。

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2024年7月1日 至 2025年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2025年7月1日 至 2026年3月31日)
減価償却費	11千円	992千円

(セグメント情報等の注記)

【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは、旅行業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年5月13日

株式会社旅工房

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴谷 哲朗

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸田 力也

監査人の結論

当監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられている株式会社旅工房の2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2026年1月1日から2026年3月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2025年7月1日から2026年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2025年6月30日をもって終了した前連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表は、期中レビューが実施されていない。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期連結財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成すること

が適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（四半期決算短信開示会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータ及びHTMLデータは期中レビューの対象には含まれていません。